

専門委員意見一覧表(第3回)

資料3

整理番号	第9次交通安全基本計画における項目						専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画中間案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)			
1	第1部 第2部 第3部	-	-	-	-	-	山内委員 地藤委員	道路、鉄道、海上、航空全ての分野について、交通インフラの劣化、老朽化の問題があるので、施設の老朽化対策について言及した方がいい。	計画の基本理念の3. 交通社会を構成する三要素(3)交通環境に係る安全対策において老朽化対策について記載しており、それを受け各分野の施策において老朽化対策について記載している。【内閣府】
2	第1部 第2部 第3部	-	-	-	-	-	渡邊委員	骨子(案)に、「協働」、「連携」といった言葉が散見され、大事なことである一方、誰かがやるだろうといった無責任体制にもなりかねないので、「それぞれが責任を持って」といったことも記載したほうが良いのではないか。	計画の基本理念の6. 参加・協働型の交通安全活動の推進において、責任の分担についての記載をしている。【内閣府】
3	第1部 第2部 第3部	-	-	-	-	-	三好委員	異常気象による不安感もあり、自然災害を見据えた交通対策も必要なのではないか。	計画の基本理念の3. 交通社会を構成する三要素(3)交通環境に係る安全対策において地震や津波等の防災の観点について記載しており、それを受け各分野の施策において記載している。【内閣府】
4	第1部	第1章	第2節	II	交通安全基本計画における目標	-	久保田委員	自転車、歩行者の死者数目標について、「それ以上の割合で減少させることを目指す」の部分を強調した方がいい。	第1部第1章第2節II交通安全基本計画における目標において、自転車、歩行者の死者数目標についても、「道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す」と記載している。【内閣府】
5	第1部	第1章	第3節	II	道路交通環境の整備	1	新保委員	シニアカーについて、歩道が設置されていない道路などで車道を走ることは危ないと思う。	現在、電動車いすを利用する方に対しては、電動車いす安全普及協会等と連携して購入時等における安全利用に関する指導・助言を徹底するとともに、交通安全教育を推進しているところであり、中間案の「陸上交通の安全 第1章第3節IIの2(1)カ」にもその旨を記載している。【警察庁】 (歩道の整備) 「陸上交通の安全 第1章 第3節 II 1 道路交通環境の整備」の中で、幹線道路や生活道路において、引き続き、歩道の設置や防護柵の設置などの取組を推進することを記載することとしている。【国土交通省】
6	第1部	第1章	第3節	II	道路交通環境の整備	1	松岡委員	前回会議で提案した自転車・歩行者優先ゾーンについて、住民の合意が得られれば、試験的に実施してみてもいいのではないか。	御指摘のとおり、生活道路における交通安全対策は極めて重要であることから、警察では、平成28年度末までに全国で約3,000か所を整備することを目標として、引き続き「ゾーン30」の整備を推進するとともに、中間案の「陸上交通の安全 第1章第3節IIの1(1)」に記述している「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」に資する取組について、より一層積極的に検討してまいりたい。【警察庁】
7	第1部	第1章	第3節	II	道路交通環境の整備	1	松岡委員	一時停止のペイントをカラフルなものにすることについて、改めて検討してほしい。	法定外表示については、法定の道路標識・道路標示の整備効果を低下させることのないよう、設置様式の統一を図るなどして適正な交通管理に資するものとする必要があるが、例えば、一時停止の交通規制を実施している場所における「止まれ」の法定外表示については、滑り止め式のカラー舗装を行うこと等が可能である。【警察庁】

整理 番号	第9次交通安全基本計画における項目					専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画中間案への対応
	部	章	節	番号	項目名			
8	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境の整備	1	森本委員	<p>まちづくりの中で、効率的に交通安全施設を町の中につくっていくという、戦略的方向性を打ち出してはどうか。</p> <p>警察では、道路整備、地域開発、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施するとともに、地域の交通実態や地域住民等の意見を踏まえ、交通規制の計画的な見直しを行っているほか、今後、一層高齢化が進展することに鑑み、高齢者の安全確保に資する交通環境の整備を推進しているところ、引き続きこれらの施策を推進することとし、第10次交通安全基本計画本文にも適切に反映させてまいりたい。</p> <p>なお、警察では、道路管理者と連携して、幹線道路の事故の危険性が高い箇所について、交通安全施設等の整備等の交通事故抑止対策を重点的に行うなど、効率的・選択的に交通安全施設等の整備を推進しており、中間案の「陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱの1(3)イ」にも、「事故危険箇所においては、信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等」の対策を推進するとの記述を盛り込んでいる。【警察庁】</p> <p>「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 1 道路交通環境の整備 (4)交通安全施設等整備事業の推進 イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」の中で反映している。【国土交通省】</p>
9	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境の整備	1	三国委員	<p>自転車専用信号の設置について、検討してほしい。</p> <p>「自転車専用信号」の導入についていかなるものを想定しているか承知していないが、警察では、「安全で快適な自転車利用環境の創出のためのガイドライン」を踏まえ、道路管理者と連携し、ネットワーク性を確保した自転車道等の整備を推進しているほか、交通状況に即応した信号制御等を行うことにより、自転車を含めた交通の安全と円滑化を図っているところ、歩行者・自転車・自動車が適切かつ安全に共存できるよう、引き続き、自転車通行環境の確立に努めることとしている。なお、中間案の「陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱの1(8)」にも、「自転車利用環境の総合的整備」の項目を盛り込んでいる。【警察庁】</p>
10	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	久保田委員	<p>「地域ぐるみの交通安全対策の推進」について、スポット的な「地域」だけでなく、県民性に応じた交通安全教育のように、都道府県レベルでの「地域」についても考えて欲しい。</p> <p>第1部第1章第1節道路交通安全のない社会を目指してにおいて、都道府県、市区町村等それぞれの地域の実情を踏まえた施策の推進について記載している。【内閣府】</p>
11	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	藤森委員	<p>都市部と地方では交通安全教育の在り方も異なると思うので、どういった記載にするのか検討すべき。</p> <p>第1部第1章第1節道路交通安全のない社会を目指してにおいて、都道府県、市区町村等それぞれの地域の実情を踏まえた施策の推進について記載している。【内閣府】</p>
12	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	三国委員	<p>自転車の交通安全に関する大型スクリーンによる広報をしているのを見たが、こうした取組を推進するよう政府で打ち出して欲しい。</p> <p>第1部第1章第3節Ⅱ2(3)ク効果的な広報の実施において、様々な広報媒体を活用した広報について記載しており、都道府県の代表者会議等において他の自治体の広報啓発について事例紹介をしていく。【内閣府】</p> <p>交通の安全に関する広報については、各種広報媒体を活用して具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施することとしており、中間案の「陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱの2(3)ク」に「効果的な広報の実施」をする旨を記載している。【警察庁】</p>
13	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	地藤委員	<p>地方自治体のトップによる交通安全について発信を推進していくべきではないか。</p> <p>第1部第1章第3節Ⅱ2(3)ク効果的な広報の実施において、様々な広報媒体を活用した広報について記載しており、都道府県の代表者会議等において他の自治体の広報啓発について事例紹介をしていく。【内閣府】</p>

整理番号	第9次交通安全基本計画における項目						専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画中間案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)			
14	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	古関委員	スマートフォンなどが普及し、ながら歩き、ながら自転車が危ないと感じており、これについても取り上げた方がいいのではないかと。 第1部第1章第3節Ⅱ(3)イ自転車の安全利用の推進において、スマートフォン等を操作等しながらの危険性について記載している。【内閣府】 道路交通法に基づき、広く国民に適正な交通の方法について広報するための指針として作成している「交通の方法に関する教則」では「周りの歩行者や車の動きに注意し、相手の立場について思いやりの気持ちを持って通行すること」を励行しており、歩行者含む道路を通行する者に対して、適切に注意を喚起していくべきものとする。なお、歩行者に対しても、必要な交通ルール等を習得させるため、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進することとしており、中間案の「陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱの2」に「交通安全思想の普及徹底」として記載している。 自転車に対する交通安全教育については、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を図ることとしており、中間案の「陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱの2(3)イ」の「自転車の安全利用の推進」にその旨を記載している。 また、鉄道施設や商業施設における当該行為については、鉄道事業者等においても適切に広報されるべきものと認識している。【警察庁】	
15	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	地藤委員	シニアカーの取り扱いについて、利用者向けの事前の講習制度などの安全対策を考えるべき。 現在、電動車いすを利用する方に対しては、電動車いす安全普及協会等と連携して購入時等における安全利用に関する指導・助言を徹底するとともに、交通安全教育を推進しているところであり、中間案の「陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱの2(1)カ」にもその旨を記載している。【警察庁】	
16	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	新保先生	シニアカーについて、多くの利用者は、歩行者扱いであるとは考えず、車扱いと考えている。 現在、電動車いすを利用する方に対しては、電動車いす安全普及協会等と連携して購入時等における安全利用に関する指導・助言を徹底するとともに、交通安全教育を推進しているところであり、中間案の「陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱの2(1)カ」にもその旨を記載している。【警察庁】	
17	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	松岡委員	電動アシスト自転車について、ヘルメットの着用義務を検討してもいいのではないかと。 自転車ヘルメットの着用の義務化については、既に努力義務化されている児童・幼児の着用促進を推進しつつ、まずは、今後の着用状況の推移について見守ってまいりたい。なお、自転車のヘルメットの着用の推進については、御意見も踏まえ、従来から記載している幼児・児童に限らず、「高齢者や中学・高校生等、他の年齢層の自転車利用者に対し、ヘルメットの着用を促進する」旨を中間案の「陸上交通の安全第1章第3節Ⅱの2(3)イ」に記載している。【警察庁】	
18	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	渡邊委員	自転車のヘルメット着用について、もっと強調した記載にした方がいい。 自転車のヘルメットの着用の推進については、御意見も踏まえ、従来から記載している幼児・児童に限らず、「高齢者や中学・高校生等、他の年齢層の自転車利用者に対し、ヘルメットの着用を促進する」旨を中間案の「陸上交通の安全第1章第3節Ⅱの2(3)イ」に記載している。【警察庁】	
19	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	川端委員	チャイルドシートアセスメントに関するチラシ等を母子手帳と一緒に配布すれば効果的。毎年新たに母親になる方がいることから、的確な周知を地道にやっていくことが大切。 「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 エ チャイルドシートの正しい使用の徹底」の中で反映している。【厚生労働省】 「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 エ チャイルドシートの正しい使用の徹底」及び「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 4 車両の安全性の確保 (2) 自動車アセスメント情報の提供等」の中で反映している。【国土交通省】	

整理 番号	第9次交通安全基本計画における項目					専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画中間案への対応	
	部	章	節	番号	項目名				
20	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	赤羽座長	フィンランドのように、チャイルドシートの安全性などに関し、産婦人科のスタッフから情報提供している国もある。	チャイルドシートアセスメントに関するパンフレットの産婦人科への配布については、「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 エ チャイルドシートの正しい使用の徹底」及び「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 4 車両の安全性の確保 (2) 自動車アセスメント情報の提供等」の中で反映している。【国土交通省】
21	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	水野委員	子供の車外放出事故があったが、チャイルドシートについて、6歳以上の子供の安全性の確保の観点に欠けているのではないか。	6歳未満の子供に着用が義務付けられているチャイルドシートについては、特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対する取組を強化することとしており、中間案の「陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱ2(3)エ」に「チャイルドシートの正しい使用の徹底」として、その旨を記載している。 なお、6歳以上の子供についても、体格等からシートベルトの適切な着用が困難な子供には、チャイルドシートを使用させることが望ましいと考えており、「交通の方法に関する教則」にもその旨を記載し、周知に努めている。【警察庁】
22	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	地藤委員	若者の事故防止のためにも、これから免許を取ることになる高校生への交通安全教育が非常に大切である。	第1部第1章第3節Ⅱ2(1)エ高校生に対する交通安全教育の推進において、高校生の交通安全教育のことを記載している。【内閣府】 高校生に対する交通安全教育については、中間案の「陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱの2(1)エ」に「高校生に対する交通安全教育の推進」として記載している。【警察庁】 「第1部 陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱ2交通安全思想の普及徹底(1)エ 高校生に対する交通安全教育の推進」において、「高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。」と記載。【文部科学省】
23	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	古関委員	ルールや安全の考え方は国によって違う。外国人の増加やオリンピック考慮した外国人向けの交通安全教育、啓発を考えるべき。	第1部第1章第3節Ⅱ2(1)ク外国人に対する交通安全教育の推進において、外国人の交通安全教育のことを記載している。【内閣府】 外国人に対する交通安全教育については、母国との交通ルールの違いを理解させる交通安全教育や、増加が見込まれる訪日外国人に対する広報啓発活動を推進することとしており、中間案の「陸上交通の安全第1章第3節Ⅱの2(1)ク」に「外国人に対する交通安全教育の推進」として、その旨を記載している。【警察庁】
24	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	2	三好委員 藤森委員	外国人の増加に備え、外国人に関する交通安全教育を充実させるべきではないか。	第1部第1章第3節Ⅱ2(1)ク外国人に対する交通安全教育の推進において、外国人の交通安全教育のことを記載している。【内閣府】 外国人に対する交通安全教育については、母国との交通ルールの違いを理解させる交通安全教育や、増加が見込まれる訪日外国人に対する広報啓発活動を推進することとしており、中間案の「陸上交通の安全第1章第3節Ⅱの2(1)ク」に「外国人に対する交通安全教育の推進」として、その旨を記載している。【警察庁】

整理番号	第9次交通安全基本計画における項目					専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画中間案への対応	
	部	章	節	番号	項目名				
25	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	安全運転の確保	3	三国委員 新保委員	高齢者の免許返納に当たっては、地方では返納後の移動手段の確保が課題となり、そのことについても考えて欲しい。	地域の需要に応じたデマンド交通の導入による、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築することが重要であると認識しており、中間案には盛り込んでいないものの、交通政策基本計画に2020年までにデマンド交通の導入市町村数を311市町村(2013)→700市町村(2020)にするという目標を記載することで対応している。【国土交通省】
26	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	安全運転の確保	3	松岡委員	さいたま市の全小学校で自転車の免許証を配っており、10年以上取り組んでいる。 三鷹市でも同様の取組をやっていると聞いており、強制するものではないが将来的に導入も検討してみたらどうか。	交通安全教育を受講した証明書として「免許証」等と記載したカード等を交付する取組は、交通安全教育の一環として実施されているところ。こうした児童に対する交通安全教育については、心身の発達段階や地域の実情に応じて、自転車の利用者として必要な技能・知識を習得させること等を推進することとしており、中間案の「陸上交通の安全 第1章第3節Ⅱの2(1)イ」の「小学生に対する交通安全教育の推進」にもその旨を記載している。【警察庁】
27	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	車両の安全性の確保	4	水野委員	先進安全自動車(ASV)について、事故データに基づく効果の検証や義務化の検討が必要である。	「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 4 車両の安全性の確保 (1)車両の安全性に関する基準等の改善の推進 イ 先進安全自動車(ASV)の開発・普及の促進」に反映している。【国土交通省】
28	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	救急・救助活動の充実	6	益子委員	医療データについて、海外では個人情報省いてデータを活用しているの、個人情報をどのように削除すれば使えるのか、検討したい。	病院が保有するカルテ等に記載されている診療情報には、多くの個人情報が含まれており、その情報の性質等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があると考えている。 一般論としては、これらのデータについて、氏名・住所等の削除により個人情報を匿名化した場合には、現行の個人情報保護法上の「個人情報」には該当せず、第三者提供等に関する制限等を受けないものではないと考えられる。 ただし、消費者庁ホームページ「個人情報保護法に関する疑問と回答 Q6-2」(http://www.caa.go.jp/planning/kojin/gimon-kaitou.html#q6-2)においては、匿名化した情報であっても、大量の情報が取り扱われる中で、集積された情報同士が照合できてしまうなど、当初予期しない形で誰に関する情報であるか特定されてしまう可能性が否定できないとされており、加工した情報について、他のデータとの照合等により意図的に個人を特定しようとする者を想定したテスト等のリスク分析を行うなどの自主的取組が提案されている。 このため、このような自主的な取組の実施が担保され、個人情報の保護に問題が生じない場合に限り、ご提案のデータの活用も可能になると考えている。 (先般成立した個人情報保護法の改正法においては、匿名加工情報について新たな定義が規定され、加工方法等が定められることとなっていることに留意) 【厚生労働省】
29	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	7	水野委員	(独)自動車事故対策機構(NASVA)について、療護施設は3年で出ていかなくはいけない現実があり、「運用の充実を図る」という文言が入れられないか。	「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 7 被害者支援の充実と推進 (3)交通事故被害者支援の充実強化 ア自動車事故被害者等に対する援助措置の充実(イ)」に反映している。【国土交通省】
30	第1部	第3章	第2節	Ⅲ	踏切道の統廃合の促進	3	松岡委員	踏切について、第4種の全廃(第3種化も含めて)についての目標を入れてもいいのではないか。	第4種の踏切数は平成26年度末で2917箇所であり、第9次交通安全基本計画により平成22年度末から313箇所減少している。今後とも、引き続き、保安設備の整備(第1種化)、統廃合等を推進してまいりたい。第3種、第4種踏切道の統廃合の推進については、「陸上交通の安全 第3章 第2節 Ⅱ 3 踏切道の統廃合の促進」に反映している。【国土交通省】
31	第3部	-	第2節	Ⅱ	航空機の安全な運行の確保	3	河内委員	小型の航空機の事故対策について、対策がすべて打てればいいが、実際は困難と思われる。小型機は、傾向として事故が多い。難しいところは多いが何らかの対策が必要ではないか。その際に、誰が何をなど具体的にどのようにやっていくのか考えてほしい。	会議での議論を踏まえ、「航空交通の安全 第3節 Ⅱ 2 航空機の安全な運航の確保 (5)小型航空機等に係る安全対策の推進」に記載しているとおり、小型航空機の利用実態を把握し、幅広い運航形態に応じて、操縦者及び整備士に対する講習会の強化等きめ細かい安全対策の検討を進めてまいりたい。【国土交通省】

整理 番号	第9次交通安全基本計画における項目						専門委員名	意見	第10次交通安全基本計画中間案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)			
32	第3部	-	第2節	Ⅱ	救急・救助活動の充実	5	益子委員	航空分野における救急救助について、成田空港では空港での事故について、ドクターヘリ等が迅速対応できる体制が出来ているが、羽田空港にはその体制がない。空港でもドクターヘリ等による救急救助体制が活用できるよう検討をお願いしたい。	ドクターヘリ等を活用した救急医療体制の確保については、各都道府県が医療計画に基づき実施しているところであり、各都道府県と引き続き連携してまいりたい。【厚生労働省】 羽田空港では、東京国際空港緊急計画において航空機事故が発生した場合の負傷者搬送について、空港に常駐する救急車等のほか東京消防庁及び海上保安庁のヘリコプター輸送による対応が可能となっている。しかしながら、御意見のドクターヘリ等による救急救助のあり方を検討する必要があると考えることから、計画本文(中間案 航空交通の安全 第3節 Ⅱ 8 救助・救急活動の充実)に記述している「救急医療活動が的確かつ円滑に実施できるよう関係医療機関等との連携を強化」に資する取組について、より積極的に検討してまいりたい。【国土交通省】